

狛江市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例

狛江市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和34年条例第13号）
の一部を次のように改正する。

別表第4中「100分の300」を「100分の240」に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例は、施行の日以後に行う一般選挙により選出された議員の任期が開始する日の前日限り、その効力を失う。

対照表

改 正 案			現 行		
別表第4（第6条関係） 期末手当支給率表			別表第4（第6条関係） 期末手当支給率表		
在職期間	支給現在日		在職期間	支給現在日	
	6月1日	12月1日		6月1日	12月1日
6月の場合	100分の200	<u>100分の240</u>	6月の場合	100分の200	<u>100分の300</u>
(略)			(略)		

平成28年12月19日 原案否決